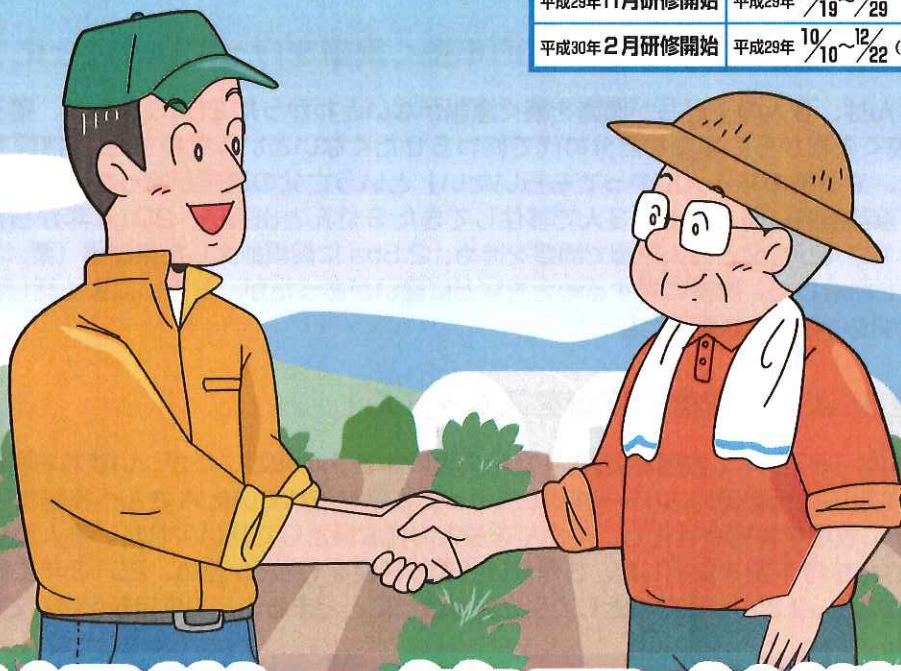


募集回	募集期間	研修助成期間
平成29年11月研修開始	平成29年 6/19～9/29	平成29年 11/1～平成31年 10/31
平成30年2月研修開始	平成29年 10/10～12/22 (予定)	平成30年 2/1～平成32年 1/31



農業経営の第三者継承に 取り組んでみませんか

農の雇用事業のうち農業経営継承事業では、後継者のいない優良な農業経営の栽培技術・農地・施設等を、意欲ある第三者が引き継ぐことを支援しています。

経営継承には、 こんなメリットがあります

- メリット 1** 生涯をかけて築いた経営を残すことができ、社会や地域に貢献できます。



技術の継承
- メリット 2** 移譲後も一定程度経営に携わることができ、老後の生きがいとなります。



販路の継承
- メリット 3** 農地・施設・機械を有効活用でき、別の処分方法を考える必要がありません。



農地の継承
- メリット 4** 継承方法や資産評価の際の税務処理、移譲後の生活設計についても相談できます。



機械・施設の継承

経営移譲希望者と継承希望者を 募集し、マッチングして支援 支援のポイント

1 技術・経営ノウハウなどを引き継ぐ研修期間中は、経営移譲希望者に研修費用として年間最大120万円（最長2年）を助成します。

2 双方にメリットが生まれ、安心して移譲・継承できるよう「経営継承合意書」の締結をサポートします。

3 市町村、農業委員会、普及指導センター、JAなどの関係機関によるコーディネートチームが支援し、継承のための法人化なども指導します。

(一社) 全国農業会議所・全国新規就農相談センター

事業参加申込みに関するお問い合わせ：03-6910-1126 研修・助成金交付に関するお問い合わせ：03-6265-6891

農業経営の第三者継承事例

京都府
(果樹)

「お互いによく話し合うことが300年続く農業を守っていくことにつながった」

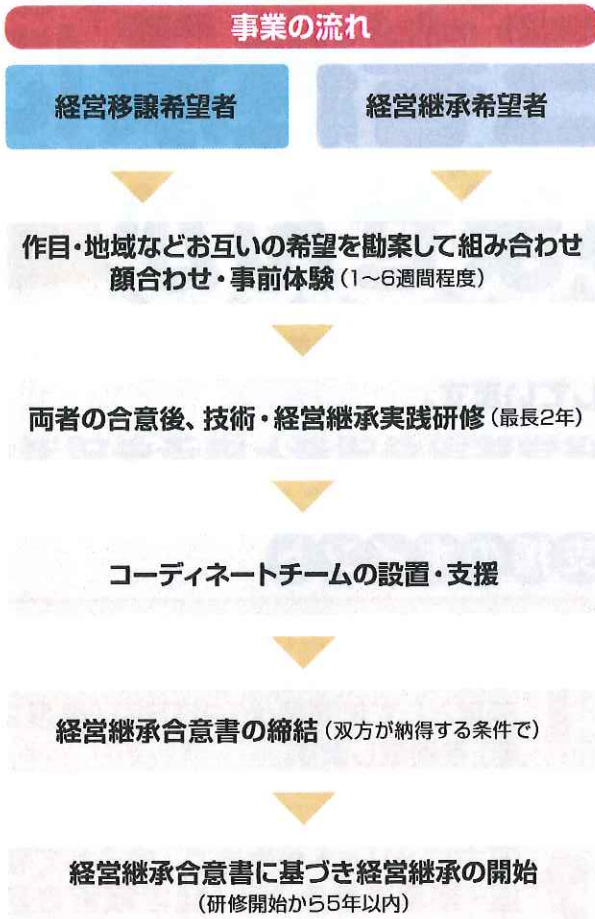
移譲者のTさんは、3人の子どもが農園を継ぐ意思がないとわかった2013年から、第三者への継承を決意した。300年続く先祖からの農業を自分の代で終わらせたくないという気持ちと、「無理をして自分の子に継いでもらうより、やる気のある人にやってもらいたい」という亡父の遺志があった。その後、就農を決意して会社員を辞め、京都府内に妻と子ども3人で移住してきたSさんと出会い、2014年から研修を開始。2人は2016年7月、Tさんが亡父と二人三脚で開墾を進め、2.5haに規模拡大した果樹園(栗、ブドウ、ナシ等)の経営継承合意書を締結した。農業に対する考え方などに違いがあったが、お互いによく話し合い、その違いを埋めていったことが成功の大きな要因となった。

北海道
(酪農)

「法人設立により経営権の移譲をスムーズに」

移譲者のIさんは1970年に牧場を開設。Iさん夫妻には2人の娘がいたが、いずれも酪農経営を継ぐ意志はなく、2009年に以前から酪農ヘルパーやアルバイトで牧場を訪れていたAさんへ移譲することを決意した。Iさんは2010年に牧場を株式会社化し、Aさんを法人の構成員として雇い入れた。法人設立時の出資金はAさんが約9割、Iさんが約1割を負担した。3年間は代表取締役をIさんが務め、2013年にはAさんが代表取締役となった。その後も、Iさんが取締役として引き続き会社にとどまることで信用を保持している。

事業の流れ



経営の移譲を希望するにあたっての留意点

- 後継者がおらず、今後5年以内に経営を中止する意向がある方が対象となります。
- 単なる資産の譲渡や売却が目的ではありません。
- 第三者へ経営資産を移譲することについて、あらかじめ家族や親戚から合意を得てください。
- 専業経営で生計が立てられる経営規模が必要です。
- 雇用契約を締結し、労災保険に加入するなど、良好な就業環境を整備する必要があります。
- 継承方法を検討するためにも、経営継承研修の早い段階から経営状況を開示することが大切です。

経営の継承を希望するにあたっての留意点

- 現在、自ら農業経営を行っていない原則45歳未満(研修開始時点)の方が対象となります。
- 移譲希望農家の資産を取得するためには資金が必要です。
- 農家訪問・事前体験を行い、自分が農業に向いているのか適性判断してください。
- 経営継承研修中の待遇(金銭・生活環境)、継承後の経営内容についてよく話し合ってください。
- 自分で考えて将来の経営像を描くことができないと経営継承は進みません。
- 経営継承は、移譲希望農家の好意により進められます。既存の農法、経営内容に敬意を持つことが大切です。

〈お問い合わせ先〉

(公財)北海道農業公社 011-271-2255	(一社)東京都農業会議 03-3370-7145	(一社)滋賀県農業会議 077-523-2439	(一社)香川県農業会議 087-812-0810
(一社)青森県農業会議 017-774-8580	(一社)神奈川県農業会議 045-201-0895	(一社)京都府農業会議 075-441-3660	(一社)愛媛県農業会議 089-943-2800
(一社)岩手県農業会議 019-622-5825	(一社)山梨県農業会議 055-228-6811	(一社)大阪府農業会議 06-6941-2701	(一社)高知県農業会議 088-824-8555
(一社)宮城県農業会議 022-275-9164	(一社)岐阜県農畜産公社 058-276-4601	(一社)兵庫県農業会議 078-391-1221	(一社)福岡県農業会議 092-711-5070
(一社)秋田県農業会議 018-860-3540	(一社)静岡県農業会議 054-255-7934	(一社)奈良県農業会議 0742-22-1101	(一社)佐賀県農業会議 0952-20-1810
(一社)山形県農業会議 023-622-8716	(一社)愛知県農業会議 052-962-2841	(一社)和歌山県農業会議 073-428-4165	(一社)長崎県農業会議 095-822-9647
(一社)福島県農業会議 024-524-1201	(一社)三重県農業会議 059-213-2022	(一社)鳥取県農業会議 0857-26-8371	(一社)熊本県農業会議 096-384-3333
(一社)茨城県農業会議 029-301-1236	(一社)新潟県農業会議 025-223-2186	(一社)島根県農業会議 0852-22-4471	(一社)大分県農業会議 097-532-4385
(一社)栃木県農業会議 028-648-7270	(一社)富山県農業会議 076-441-8961	(一社)岡山県農業会議 086-234-1093	(一社)宮崎県農業会議 0985-73-9211
(一社)群馬県農業会議 027-280-6171	(一社)石川県農業会議 076-240-0540	(一社)広島県農業会議 082-545-4146	(公社)鹿児島農業・農村振興協会 099-213-7223
(一社)埼玉県農業会議 048-829-3481	(一社)福井県農業会議 0776-21-8234	(一社)山口県農業会議 083-923-2102	(一社)沖縄県農業会議 098-889-6027
(一社)千葉県農業会議 043-223-4480	(一社)長野県農業会議 026-234-6871	(一社)徳島県農業会議 088-678-5611	